

事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 7 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課  
高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和 8 年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人

福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和 7 年 12 月 24 日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の 3 において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項に基づく支援が可能であることをお示ししている。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

## 1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 8 年 8 月 7 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

## 2 取扱いの期間

令和8年11月末までの介護サービス分

(取扱いの期間については、今後の状況によって延長する可能性がある。)

## 3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、別途連絡する予定であること。

# 別紙

## 猶予実施市町村 (令和8年8月7日時点)

|    |     |         |
|----|-----|---------|
| 1  | 熊本県 | 熊本市     |
| 2  |     | 八代市     |
| 3  |     | 水俣市     |
| 4  |     | 山鹿市     |
| 5  |     | 菊池市     |
| 6  |     | 宇土市     |
| 7  |     | 上天草市    |
| 8  |     | 宇城市     |
| 9  |     | 天草市     |
| 10 |     | 合志市     |
| 11 |     | 下益城郡美里町 |
| 12 |     | 菊池郡大津町  |
| 13 |     | 菊池郡菊陽町  |
| 14 |     | 阿蘇郡西原村  |
| 15 |     | 上益城郡御船町 |
| 16 |     | 上益城郡嘉島町 |
| 17 |     | 上益城郡益城町 |
| 18 |     | 上益城郡甲佐町 |
| 19 |     | 八代郡氷川町  |
| 20 |     | 葦北郡芦北町  |
| 21 |     | 葦北郡津奈木町 |

事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 7 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の  
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和 8 年熊本地震による災害発生に関し、「令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和 8 年 8 月 7 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 令和8年熊本地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

### 1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供 できます

- 被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証（被保険者証等）を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、
- ・ 氏名、生年月日、住所
  - ・ 負担割合（1割、2割又は3割）
- を確認し、介護サービスとして取り扱います。

### 2. 以下の方々については、令和8年11月末までの介護 サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必 要はありません

- 以下（1）（2）の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。（被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。）
- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

（1）令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村 の介護保険に加入されている方  
（詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害・危機管理」>「令和8年熊本地震について」で確認できます。）

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。